

重点指導調書（指定介護老人福祉施設）

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第1 人員に関する基準	介護保険法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。	適 ・ 否
1 医 師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。	適 ・ 否
2 生活相談員	(1) 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 (2) 常勤の者となっているか。	適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>指定短期入所生活介護事業所併設等の場合</p> <p>〔空床利用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の員数は、利用者を入所者とみなした場合における施設として必要な数以上となっているか。 <p>〔併設の利用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師、栄養士、機能訓練指導員 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設に支障がない場合は兼務可。 生活相談員、介護職員又は看護職員 施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数となっているか。 <p>・ 常 勤 当該施設において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>	<p>○ 出勤簿 ○ 辞令等</p> <p>○ 協力医療機関等の契約書又は確約書等</p> <p>○ 勤務表 ○ 給与台帳等</p>	<p>法第88条 平11厚令第39号 (以下「基準」) 第1条の2第1項 基準 第2条第1項</p> <p>平12老企第43号 (以下「解釈」) 第2の6(3)</p> <p>基準 第2条第1項第一号</p> <p>基準 第2条第1項第二号</p> <p>基準 第2条第5項</p> <p>解釈 第2の1(1)</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第39号）</p> <p>解釈：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平12老企第43号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関等との契約書等において確認し、勤務表と当該病院等とを突合する。 			
<ul style="list-style-type: none"> 入所者の数とは、前年度の平均値とする。この際、費用算定とは違うので留意する。 平均入所者数については、前年度の入所者の記録等により確認する必要がある。 (老企第43号第2-6(5)「用語の定義」参照) 			
<ul style="list-style-type: none"> 原則として常勤である必要があるが、1人（入所者の数が100を超える施設にあっては、100又はその端数を増すごとに1人を加えた数）を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、常勤でなくてもよい。 			
<ul style="list-style-type: none"> なお、併設事業所の職務であって当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。 			

主眼事項	着眼点	自己評価
3 介護職員又は看護職員	(3) 社会福祉法第19条第1項各号に該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となっているか。	適 ・ 否
	(1) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。	適 ・ 否
	(2) 看護職員の数、次のとおりとなっているか。 ア. 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 イ. 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上 ウ. 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上 エ. 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 オ. 1人以上は、常勤の者を配置しているか。	適 ・ 否
4 栄養士	1以上配置しているか。 ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくても差し支えない。	適 ・ 否
5 機能訓練指導員	(1) 1以上配置しているか。	適 ・ 否
	(2) 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者を配置しているか。 この「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。 ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	適 ・ 否
6 介護支援専門員	(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)	適 ・ 否
	(2) 専らその職務に従事する常勤の者が配置されているか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができる。	適 ・ 否

チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 「同等以上の能力を有する者」とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び社会福祉施設に勤務したことがあるなど、入所者の生活向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。 他のサービスと兼務を行っている職員については、他のサービスの勤務表も参照し適切に勤務していることを確認する。 看護職員のうち、1以上は常勤の者を配置する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了証書等 ○ 勤務表 ○ 給与台帳等 ○ 組織表 ○ 勤務表 	<p>解釈 第2の1(2)</p> <p>基準 第2条第1項第三号イ 基準 第2条第1項第三号ロ</p> <p>基準 第2条第6項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 資格証書 	<p>基準 第2条第1項第四号 解釈 第2の2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 資格証が確認できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 資格証書 	<p>基準 第2条第1項第五号 基準 第2条第7項</p> <p>解釈 第2の3</p>	
<ul style="list-style-type: none"> はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 			
<ul style="list-style-type: none"> 「専らその職務に従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定介護福祉施設サービス以外の職務に従事しないことをいう。 サービス時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、常勤・非常勤を問わない。 併設の他の事業所及び関連事業所の勤務状況等も確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 資格証書 	<p>基準 第2条第1項第六号</p> <p>基準 第2条第9項 解釈 第2の6(4) 第2の4(2)</p>	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。 〔ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、兼務可能である。〕	適 ・ 否
7 サテライト型居住施設について医師等を置かない場合の本体施設等の医師等の数	1の医師及び6の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の本体施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しているか。	適 ・ 否
8 入所者数の算定	従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。	適 ・ 否
第2 運営に関する基準 1 施設サービス計画の作成	(1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適 ・ 否
	(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（計画担当介護支援専門員という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	適 ・ 否
	(3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適 ・ 否
	(4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。	適 ・ 否
	(5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 例えば、本体施設の入所者数を80名、サテライト型居住施設の入所者数を29名とすると、サテライト型居住施設に医師等を置かない場合には、合計数である109名を基礎として本体施設の医師等の人員を算出することとする。 前年度の平均値は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる年度とする。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、入所者に強制していないか。 当該計画の作成に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域住民による入所者の話し相手、会食等の自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置づけることにより、総合的な計画となるよう努めているか。 提供されるサービスの目標については、長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、その達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようになっているか。 介護支援専門員は、入所者の自立支援に向けた施設サービス計画を作成しているか。 計画担当介護支援専門員が面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るためには、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要である。 家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとする。 施設サービス計画原案には、意向・援助の方針・ニーズに加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。 介護福祉施設サービスの内容には、施設の行事及び日課等も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 前年度入所者管理台帳等 ○ 施設サービス計画 ○ 課題分析票 ○ 看護・介護記録の類など ○ 要介護度の分布が分かる資料 ○ 介護サービス内容説明書（重要事項説明書） 	<ul style="list-style-type: none"> 解釈 第2の4(2) 基準 第2条第10項 解釈 第2の5 基準 第2条第2項 解釈 第2の6(5) 基準 第12条第1項 基準 第12条第2項 解釈 第4の10(2) 基準 第12条第3項 解釈 第4の10(5) 基準 第12条第4項 解釈 第4の10(4) 基準 第12条第5項 解釈 第4の10(5) 	

主眼事項	着眼点	自己評価
	(6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下(11)までにおいて「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	記録の管理 有・無
	(7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い、同意を得る（通信機器等の活用により行われるものを含む。）ことが望ましい。 </div>	適・否
	(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者へ交付しているか。	適・否
	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	適・否
	(10) 計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否
	(11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	適・否
	(12) (9)に規定する施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関する者を指す。 <p>(参考) 施設サービス計画書（標準様式） 第1表「施設サービス計画書（1）」 第2表「施設サービス計画書（2）」 第3表「週間サービス計画表」 第4表「日課計画表」 第5表「サービス担当者会議の要点」 第6表「施設介護支援経過」 第3表、第4表は選定による使用可</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所者の希望を尊重して作成されているか。 入所者の解決すべき課題の変化に応じて、各従業者との緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めているか。 「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて、適切に判断するものとする。 特段の事情とは、入所者の事情により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、(2)から(8)に規定された施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要であるが、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。 		基準 第12条第6項 解釈 第4の10(6)	
		基準 第12条第7項 解釈 第4の10(7)	
		基準 第12条第8項	
		基準 第12条第9項 解釈 第4の10(9)	
		基準 第12条第10項 解釈 第4の10(10)	
		基準 第12条第11項	
		基準第49条 準用 (第12条第12項)	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 勤務体制の確保等	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適 ・ 否
	(3) 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。 ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。（調理業務、洗濯等）	適 ・ 否
	(4) 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	適 ・ 否 実施時期 ()
3 衛生管理等	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行なっているか。	適 ・ 否
	(2) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われているか。	適 ・ 否
	(3) 指定介護老人福祉施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(4) 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めているか。	適 ・ 否

・レジオネラ属菌検査
直近の検査年月日
(年 月 日)

・検査結果(以下 ○を付す)

不検出 (10CFU 100ml未満)

検 出 (10CFU 100ml以上)

・検出された場合、その対応は適切か。

適 ・ 否

・検査未実施の場合 検査予定月
(年 頃)

適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 適正なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。 勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。 管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状態がわかるものとなっているか。 業務委託を行っている場合、その内容は適切か。 運営規程に研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 内部の研修会や施設外で開催される研修会に参加させているか。 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき的確に行っているか。（水道法、水道法施行規則、水道法施行令） 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。（H14.10.18付け高対第406号保健福祉 部長通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 勤務計画(予定)表 ○ 組織表等 ○ 辞令又雇用契約書 ○ 勤務表(兼務事業所分を含む) ○ 業務委契約書 ○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿 ○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表 ○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票 ○ 検便結果記録 	<p>基準 第24条第1項</p> <p>解釈 第4の24(1)</p> <p>基準 第24条第2項</p> <p>基準 第24条第3項</p> <p>基準 第27条第1項</p> <p>解釈 第4の26(1)①</p> <p>解釈 第4の26(1)②,③</p> <p>解釈 第4の26(1)④</p>	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4 事故発生の防止及び発生時の対応	(5) 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。 ④ ①から③に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。	適・否
	(1) 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じているか。 ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	事故の発生有・無 適・否
	(2) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事例の有無有・無 損害賠償保険加入・未加入
	(3) 指定介護老人福祉施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(4) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 委員会は、幅広い職種により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染予防に関するマニュアル等 ○ 感染予防に関する職員研修記録等 	基準 第27条第2項 解釈 第4の26(2)① 解釈 第4の26(2)②,③	
<ul style="list-style-type: none"> 「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 <ol style="list-style-type: none"> 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 「事故発生の防止のための検討委員会」は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録 ○ 損害賠償保険 	基準 第35条第1項 解釈 第4の32(1) 基準 第35条第2項 基準 第35条第3項 基準 第35条第4項 解釈 第4の32(3) 解釈 第4の32(5)	